

【地震】

		部局（平常及び災害時）	三役	議会事務局／監査委員事務局				総合政策部		
		災害対策本部	本部	議会班	総括班	渉外広報班	情報収集班	市民支援班・調査応急対策班		
		平常組織（課単位）	—	議会事務局／監査委員事務局	危機管理課	秘書課／広報課	政策推進課／情報政策課	地域コミュニティ推進課／各地域市民センター		
		参集先	—	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎／各地域市民センター		
体制		配備基準	配備内容							
警戒体制	第一号体制	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握）			○第一号体制設置 ○全職員に配備体制（地震）を連絡する（第一号体制以上） ○災害情報（気象情報）の収集及び被害状況の確認 ○県等公共機関への被害状況報告に関する事 ○消防団（水防団）に関する事	○報道機関に対する情報提供、連絡調整に関する事【広報課】 ○市民に対する情報周知に関する事【広報課】 ○市防災行政無線の利用に関する事【広報課】	○災害情報の収集及び被害状況の確認【政策推進課・情報政策課】	○災害情報の収集及び被害状況の確認	
	必要に応じて 第二号体制	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民）			○第二号体制設置 ○県、警察、消防署等の防災関係機関との連絡調整に関する事 ○災害警戒本部設置準備 ○災害警戒本部会議に関する事	○被害にかかる広報・公聴に関する事【広報課】	○被害状況の情報収集及び取りまとめに関する事【政策推進課・情報政策課】	○避難誘導の連絡調整に関する事 ○市民との連絡調整に関する事 ○地域派遣職員に関する事	
災害警戒本部体制		震度5弱の地震が発生したとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	○災害警戒本部設置【副市長】	○市議会等の連絡調整に関する事【議会事務局】 ○他班への応援に関する事【議会事務局・監査委員事務局】	○災害警戒本部の設置に関する事 ○災害対策の総括に関する事 ○電気、ガス、通信機関の情報に関する事 ○ライフライン情報に関する事 ○危険物施設の災害に関する事（消防本部） ○自衛隊の応援要請に関する事 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事	○災害の記録、撮影に関する事【広報課】 ●秘書業務に関する事【秘書課】 ●ホームページの管理及び編成に関する事【広報課】 ●CATV広報番組に関する事【広報課】 ○被災地の各種陳情及び慰問、見舞に関する事【広報課・秘書課】	○総合政策部内の調整に関する事【政策推進課】 ○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保 ○所管施設の被害調査・応急手当に関する事【政策推進課・情報政策課】 ●電算システムの機器に関する事【情報政策課】 ●電算システムの運用に関する事【情報政策課】	○道路、河川、下水道、水道等の被害の連絡調整に関する事 ○所管施設の災害復旧に関する事 ○被災者窓口に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事 ○防災行政無線の運用【甲南第一地域市民センター】 ○会計班との調整に関する事	
初動緊急特別体制		【閉庁時】 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき 【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎とする。】	・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動（情報収集、職員参集等）	○初動緊急特別体制設置【市長又は最高指揮者】	○本部設置場所の確保と本部の設置	○地震情報、被害情報の収集 ○本庁舎及び各施設の被害状況の把握 ○避難所の開設判断及び指示 ○避難勧告の判断及び指示 ○災害対策の総括に関する事	○市民や報道機関に対する情報提供	○水口庁舎及び各施設の通信機能の確認と回線の確保【政策推進課・情報政策課】 ○地震情報、被害情報の収集【政策推進課・情報政策課】	○各地域市民センターの被害状況の把握及び本部への報告 ○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う ○各地域市民センターの通信機能の確認と回線の確保	
災害対策本部体制		震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	○災害対策本部設置【市長】		○災害対策本部の設置に関する事 ○災害対策本部会議に関する事				

①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

【地震】

		部局（平常及び災害時）		総務部／会計管理組織				
		災害対策本部		文書班	職員班	財政班	被害調査班	会計班
		平常組織（課単位）		総務課	人事課	財政課／公有財産管理課／契約検査課	税務課	会計課
		参集先		水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎
体制		配備基準	配備内容					
警戒体制	第一号体制	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	・災害情報の収集 （被害状況の把握）			○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【公有財産管理課】		
	必要に応じて 第二号体制	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	・災害情報の収集 （被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民）		○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関する事【人事課】	○広報用車両及び災害時対応用の車両の確保及び配車に関する事【公有財産管理課】	○災害情報の収集及び被害状況の確認【税務課・滞納債権対策課】	
				○総務部より10名地域派遣職員を配備【総務部】				
災害警戒本部体制		震度5弱の地震が発生したとき	・災害情報の収集 （被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	○総務部内の調整に関する事【総務課】 ○災害関係文書、物品の收受配分及び発送に関する事【総務課】 ●文書の收受、審査及び送達に関する事【総務課】	○地域派遣職員等災害に従事する職員の動員に関する事【人事課】	○災害関係の予算に関する事【財政課】 ○市有財産（行政財産を除く。）の管理に関する事【公有財産管理課】	○建物被害状況調査に関する事【税務課】 ○災害減免及び猶予に関する事【税務課】 ○災害証明の発行に関する事【税務課】	○災害時に必要な物品の出納に関する事 ●市税等の収納に関する事 ●窓口収納に関する事 ○義援金の受け入れ、保管に関する事 ○災害関係経費の支出に関する事
初動緊急特別体制		【閉庁時】 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき 【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎とする。】	・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動 （情報収集、職員参集等）		○職員の参集状況の把握と参集職員への配備要請【人事課】	○本庁舎の被害状況の把握及び本部への報告【財政課・公有財産管理課・契約検査課】	○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う【税務課・滞納債権対策課】	
				○「総括班」、「渉外広報班」、「情報収集班」、「調査応急対策班」へ応援を派遣する【総務部】				
災害対策本部体制		震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集 （被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請	①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。				

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

【地震】

		部局（平常及び災害時）		市民環境部			健康福祉部		こども政策部	
		災害対策本部		避難所対策班	市民生活班	環境班	福祉救援班	救護班	病院班	こども支援班
		平常組織（課単位）		市民課①／保険年金課	市民課②／人権推進課	生活環境課	社会福祉課／生活支援課／障がい福祉課／すこやか支援課	長寿福祉課／すこやか支援課 健康医療政策課	信楽中央病院/ 水口医療介護センター	子育て政策課／発達支援課/ 保育幼稚園課
		参集先		水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎	水口庁舎		水口庁舎
体制		配備基準	配備内容							
警戒体制	第一号体制	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握）	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【市民課・保険年金課】 ○避難所対応に関すること【市民課・保険年金課】 ○市内避難所の総括に関すること【保険年金課】	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【市民課・人権推進課】		○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課】	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【長寿福祉課・すこやか支援課・健康医療政策課】		
	必要に応じて 第二号体制	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民）				○高齢者、障がい者等への救護に関すること（救護班との調整、協力）【障がい福祉課・すこやか支援課】 ○避難行動要支援者名簿登録者の確認に関すること【障がい福祉課・すこやか支援課】	○救急機関（消防署等）との連絡調整に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】	○救急医療に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○病院施設の被害調査に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】 ○病院施設の災害復旧に関すること【信楽中央病院・水口医療介護センター】	○所管施設の災害復旧に関すること【子育て政策課・発達支援課・保育幼稚園課】
災害警戒本部体制		震度5弱の地震が発生したとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	○避難所内における物資供給等に関すること【市民課】 ○帰宅困難者の対応に関すること【市民課】 ○被災者等災害相談に関すること【市民課】 ●窓口調整に関すること【保険年金課】 ●福祉医療・後期高齢者医療の受付に関すること【保険年金課】 ●福祉医療受給券、後期高齢者医療被保険者の交付に関すること【保険年金課】 ●被保険者証の交付更新に関すること【保険年金課】 ●国保・国民年金の受付に関すること【保険年金課】 ●高齢受給者証の交付に関すること【保険年金課】	○市民環境部内の調整に関すること【市民課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【市民課・人権推進課】 ●システムダメージの確認・復旧に関すること【市民課】 ●個人情報流出防止、及び重要帳簿等の確保・待避に関すること【市民課】 ○災害ボランティアの応援受付、対応に関すること【市民課】 ○外国人通訳（相談）に関すること【市民課】 ●戸籍、住民基本台帳、印鑑登録に関すること【市民課】 ●埋葬火葬許可に関すること【市民課】 ●各地域市民センターとの連携・調整に関すること【市民課】 ●住基ネットワークシステムに関すること【市民課】 ●自動車臨時運行許可に関すること【市民課】 ●原動機付自転車の標識交付に関すること【市民課】	○し尿処理に関すること ○遺体の安置に関すること ○災害廃棄物の処理に関すること ○廃棄物処理の協力応援体制に関すること ○身元不明者等の埋葬・火葬に関すること ●埋葬・火葬に関する手配	○健康福祉部内の調整に関すること【社会福祉課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【社会福祉課・生活支援課・すこやか支援課・障がい福祉課】 ●虐待（高齢者、児童、障害者、配偶者等）に関すること【社会福祉課・すこやか支援課】 ○災害ボランティア（福祉関係）の調整に関すること【社会福祉課】 ○日赤奉仕団との調整に関すること【社会福祉課】 ○行方不明者等の捜索、収容に関すること【社会福祉課】 ○社会福祉協議会との連絡調整に関すること【社会福祉課】 ○福祉避難所に関すること【社会福祉課】 ○被災者及び支援者への支援に関すること【社会福祉課】 ●高齢者生活支援事業に関すること【すこやか支援課】 ○被災見舞金及び災害弔慰金の支給に関すること【社会福祉課】 ○災害援護資金の貸付に関すること【社会福祉課】	○医療機関及び保健所との連絡調整に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○所管施設の災害復旧に関すること【長寿福祉課・健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療災害ボランティアに関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療救護及び救護所の設置運営に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○医療器材、医療品等の需給調整及び救護医療の受領、保管及び配分に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】 ○感染症予防対策に関すること【健康医療政策課・すこやか支援課】		○避難所対策班との協力・連携に関すること【保育幼稚園課】
初動緊急特別体制		【閉庁時】 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき 【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎で活動や会議ができない場合等は甲南庁舎とする。】	・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動（情報収集、職員参集等）	○避難所の開設に関すること（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）【市民課・保険年金課】		○ライフライン機能の確認と関係機関への連絡調整	○福祉避難所の開設に関すること（避難所の被害状況の確認及び避難所開設）【社会福祉課】 ○要配慮者の救援状況の確認、情報収集【生活支援課・障がい福祉課・すこやか支援課】			
災害対策本部体制		震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集（被害状況の把握） ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請							

①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務

【地震】

体制		部局（平常及び災害時）		産業経済部／農業委員会事務局		建設部		上下水道部		教育委員会事務局						
		災害対策本部		農林対応班		物資調達配給班		道路河川対応班		住宅対応班		上水道班	下水道班	学校教育班	社会施設班	食料支援班
		平常組織（課単位）		農村整備課／林業振興課／ 獣害対策課／農業委員会		商工労政課／観光企画推進課 ／農業振興課		建設管理課／建設事業課／ 公共交通推進課		都市計画課／住宅建築課		上水道課／上下水道総務課①	下水道課／上下水道総務課②	教育総務課／学校教育課	社会教育課／文化スポーツ振興 課／歴史文化財課	教育総務課 各学校給食センター ※所長長の指示により参集
参集先		水口庁舎		水口庁舎		水口庁舎		水口庁舎		甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	甲南庁舎	各学校給食センター	
警戒体制	第一号体制	震度4の地震が発生したとき 東海地震の注意情報が発令されたとき	・災害情報の収集 (被害状況の把握)	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】 ○農林水産関係被害状況調査に関する事【農村整備課・林業振興課】 ○道路河川対応班及び上下水道部との連携に関する事【農村整備課・林業振興課】		○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【建設管理課・建設事業課・公共交通推進課】 ○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○通行不能箇所の調査及び対策に関する事（警察との連携）【建設管理課】		○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【上水道課・上下水道総務課】	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【下水道課・上下水道総務課】	○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【教育総務課・学校教育課】 ○学校施設等の被害調査に関する事【教育総務課】 ○教育関係施設の避難所に関する事【教育総務課】 ○教育委員会部内の調整に関する事【教育総務課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【教育総務課・学校教育課】						
	必要に応じて 第二号体制	東海地震の警戒宣言が発令されたとき	・災害情報の収集 (被害状況の把握) ・情報発信（報道、市民）		○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】	○信楽高原鐵道並びに、公共交通機関の被害状況や運行状況等の情報収集に関する事【公共交通推進課】 ○建設部より5名地域派遣職員を配備【建設部】							○所管施設の災害情報の収集及び被害状況の確認【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○所管施設の被害調査に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○避難所対策班との協力・連携に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】			
災害警戒本部体制	震度5弱の地震が発生したとき	・災害情報の収集 (被害状況の把握) ・情報発信（報道、市民） ・災害警戒本部体制の設置	○所轄避難施設の対応に関する事【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】 ○農林水産施設の災害復旧に関する事【農村整備課・林業振興課・農業委員会】 ○林地崩壊に関する事【林業振興課】	○産業経済部内の調整に関する事【商工労政課】 ○避難生活・食料物資の調達、配給に関する事（総括）【商工労政課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】 ○避難世帯への生活・食料物資の調達、配給に関する事【商工労政課】 ○日赤奉仕団、給食センターとの食料調整に関する事【商工労政課】 ○義援品（医療品、医療機材、建築資材等の特定品を除く。）受け入れに関する事【商工労政課】	○建設部内の調整に関する事【建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】 ○建設業者等への応援依頼等、連絡調整に関する事【建設事業課】 ○緊急建設資材等の調達に関する事【建設事業課】 ○道路、河川等関係の災害復旧に関する事【建設事業課】 ○土石流、地すべり崩壊、急傾斜地対策対応に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○仮設住宅に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○所轄避難施設の対応に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○所管施設の被害調査に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○所管施設の災害復旧に関する事【都市計画課・住宅建築課】 ○被害住宅相談及び診断に関する事【住宅建築課】 ○宅地崩壊対策に関する事【都市計画課】 ○仮設住宅に関する事【都市計画課・住宅建築課】	○上下水道部内の調整に関する事【上水道課】 ●上水道施設の維持管理【上水道課】 ○飲料水の市民への供給に関する事【上水道課】 ○緊急配水資材等の調達に関する事【上水道課】 ○水道施設の災害復旧に関する事【上水道課】 ○他の地方公共団体等からの応援受付及び応援要請に関する事【上水道課】 ○緊急事業による配給水の広報に関する事【上水道課】 ○上水道に係る相談に関する事【上水道課】	○下水道施設の被害調査に関する事【下水道課】 ●下水道施設の維持管理【下水道課】 ○下水道施設の災害復旧に関する事【下水道課】 ○下水道に係る相談に関する事【下水道課】	○学校施設等の災害復旧に関する事【教育総務課】 ●学校給食センターの管理運営に関する事【教育総務課・学校教育課】 ○教育関係義援金の受領、保管及び配分に関する事【教育総務課】	○所管施設の災害復旧に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】 ○関係施設の避難所に関する事【社会教育課・文化スポーツ振興課・歴史文化財課】	○災害情報の収集及び被害状況の確認 ○学校給食センターの管理運営に関する事 ○他の給食センターとの連絡調整に関する事 ○物資調達配給班との調整に関する事 ○食料支援に関する事					
初動緊急特別体制	【閉庁時】 震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき 【※参集場所は勤務施設とするが、水口庁舎で活動や会議ができない場合は甲南庁舎とする。】	・災害対策本部体制の設置準備 ・発災直後の活動 (情報収集、職員参集等)	○所轄避難施設の被害状況の確認【農村整備課・林業振興課・獣害対策課・農業委員会】	○初動期に必要な防災資機材等の確保【商工労政課・観光企画推進課・農業振興課】	○道路、河川等関係の被害状況調査に関する事【建設管理課・建設事業課】 ○緊急輸送道路確保に関する事【建設管理課】		○甲南庁舎の被害状況の把握及び本部への報告【上水道課・上下水道総務課】	○危険箇所には立ち入り禁止措置を行う【下水道課・上下水道総務課】	○甲南庁舎の通信機能の確認と回線の確保【教育総務課・学校教育課】 ○教育委員会施設の被害状況の把握及び本部への報告【教育研究所・教育総務課・学校教育課】							
災害対策本部体制	震度5強以上の地震が発生したとき又は、大規模な地震が発生し市長が必要と認めたとき	・災害情報の収集 (被害状況の把握) ・情報発信（報道、市民） ・災害対策本部体制での応急復旧 ・関係機関との連絡調整 ・他市町、その他関係機関への応援要請														

①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。

①地震時の業務は被害の状況により異なるため、被害の大きい場合には、災害対策本部体制を設置し、業務を実施する。

完了時間(災害発生後)
3時間以内業務
24時間以内業務
72時間以内業務
○：災害対策業務
●：優先継続業務